

第3給食センター整備運営事業

入札説明書

2018年3月29日
(2018年5月2日修正)

福岡市教育委員会

目 次

I 事業概要	1
1 事業名称	1
2 公共施設の管理者	1
3 本事業の目的	1
4 本事業の基本理念	1
5 事業の内容	2
II 入札参加者に関する条件	5
1 入札参加者の構成	5
2 入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
III 事業者の募集及び選定に関する事項	12
1 募集及び選定方法	12
2 募集及び選定スケジュール	12
IV 入札に関する事項	13
1 入札手続き	13
2 入札参加に関する留意事項	15
3 入札予定価格	17
4 苦情の申し立て	17
V 落札者の決定	18
1 落札者の決定	18
2 審査結果の通知	18
3 審査結果等の公表	18
VI 提案に関する条件	19
1 立地条件等	19
2 事業者が行う業務	20
3 入札時算定年間給食提供食数	20
4 業務の委託	21
5 事業者の収入	22
6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	22
7 保険	22
8 市と事業者の責任分担	22
9 財務書類の提出	22
VII 契約に関する事項	23
1 契約手続き	23
2 事業契約の概要	23
3 契約金額	23
4 契約の保証	23

5	S P C の設立	23
6	事業者の事業契約上の地位.....	23
7	融資金融機関との協議.....	24
8	契約金額の内訳の公表.....	24
VII	入札書類	25
1	参加資格審査書類.....	25
2	その他関係書類	25
3	提案審査書類	25
IX	その他	29
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	29
2	事業の継続が困難となった場合における措置.....	29
3	情報公開及び情報提供.....	30
4	入札手続きに関する問い合わせ.....	30

様式－ 1 入札説明書等に関する質問書

この入札説明書は、福岡市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき特定事業として選定した第 3 給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

I 事業概要

1 事業名称

第 3 給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

3 本事業の目的

市では、平成 22 年 10 月に策定した「福岡市学校給食センター再整備基本構想」に基づき、中学校及び知的障がい特別支援学校の給食の提供を行う学校給食センターの再整備を順次進めている。

再整備に当たっては、施設・設備の老朽化、衛生管理のさらなる向上や献立の充実、食物アレルギー対応食の提供、知的障がい特別支援学校給食へのきめ細かな対応、個別食器の導入などの課題を一体的に解決するため、新しい学校給食センターを市内 3 か所に設置し、学校給食の質の向上と給食提供環境の抜本的な改善を図ることとしている。

本事業は、平成 26 年に供用開始した第 1 給食センター、平成 28 年に供用開始した第 2 給食センターに続く、市内 3 か所目となる第 3 給食センターを新たに整備するものである。平成 29 年 11 月に策定した「第 3 給食センター整備計画」に従い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業として実施するものであり、民間の技術的能力、経営能力及び資金の活用により、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

4 本事業の基本理念

（１）福岡市学校給食センター再整備基本構想に基づく基本理念

① 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・ 学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアルの遵守
- ・ H A C C P（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく衛生管理
- ・ 人や食材が衛生的に移動可能な相互汚染防止に配慮した施設の計画
- ・ 作業場内の温湿度や労働負担の軽減など、調理従事者の作業環境への配慮
- ・ 荒天時や機器トラブルなどの緊急時においても給食を安定提供できる体制の構築

② アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・除去食又は代替食の提供が可能なアレルギー対応専用調理室等の設置
- ・個人専用容器による配送など、アレルギー事故防止対策の徹底

③ 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・PEN樹脂製個別食器の導入
- ・調理室を見ることができる通路等の設置
- ・生徒・児童や保護者、市民等への分かりやすい給食情報の提供

④ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・高機能調理機器及び高性能断熱食缶の導入
- ・中学校給食に準拠した知的障がい特別支援学校給食の提供
- ・二次加工食調理室等の設置

⑤ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

- ・提供食数及び献立方式に応じた作業空間と機能性の確保
- ・建設から維持管理・運営に渡るライフサイクルでのコスト効率化
- ・学校配膳室の改修による混雑解消及びバリアフリー化
- ・「ユニバーサル都市・福岡」や障がい者雇用推進の理念を踏まえた施設整備及び運営

⑥ 環境負荷の低減

- ・河川への雨水流出抑制など、周辺地域の環境保全
- ・省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの利用
- ・残渣の減量化及び再生利用の継続

(2) 第3給食センターで新たに掲げる基本理念

① 災害時における対応

- ・災害時における機能維持、早期回復・復旧への配慮
- ・市及び公益財団法人福岡市学校給食公社と連携した炊き出し支援

② 市全体での継続的かつ安定的な給食の提供

- ・福岡市全体での安全・安心な給食提供

5 事業の内容

(1) 施設概要

本事業で整備する第3給食センター（以下「給食センター」という。）の概要は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・事業用地：福岡市西区今宿青木廣石南 1042 番 88、同 1042 番 90 及び同 1042 番 91
- ・敷地面積：約 26,862 m²のうち、建物敷地面積（平場面積）約 13,000 m²
- ・調理能力：15,000 食／日程度（アレルギー対応食及び二次加工食を含む。）

(2) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（B T O： Build-Transfer-Operate）により実施する。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2035 年 3 月 31 日までとする。

(4) 業務の範囲

事業者が行う業務は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務及びその関連業務
- イ 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- ウ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- エ 工事監理業務
- オ 運営備品等調達業務（ただし、食器等を除く。）
- カ 学校配膳室改修業務
- キ 配送車両調達業務
- ク 近隣対応・対策業務

② 開業準備業務

③ 維持管理業務

- ア 建物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 調理設備維持管理業務
- エ 外構等維持管理業務
- オ 清掃業務
- カ 警備業務
- キ 長期修繕計画策定業務

④ 運営業務

- ア 日常の検収業務
- イ 給食調理業務
- ウ 洗浄等業務
- エ 配送及び回収業務（2019 年度に学校配膳室を改修した学校に対し維持管理・運営開始日の前日まで実施する配送及び回収業務（以下「事前配送業務」という。）を含む。）
- オ 学校配膳室業務（2019 年度に学校配膳室を改修した学校で維持管理・運営開始日の前日まで実施する学校配膳室業務（以下「事前学校配膳室業務」という。）を含む。）
- カ 残渣等処理業務

- キ 運営備品等更新業務（ただし、食器等を除く。）
- ク 配送車両維持管理業務
- ケ 献立作成支援業務
- コ 食育支援業務

（５）事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

○事業契約の締結	2018 年 12 月下旬
○事業期間	事業契約締結日～2035 年 3 月末日
・設計・建設期間	事業契約締結日～2020 年 7 月中旬
※学校配膳室改修工事	2019 年 7 月中旬～2019 年 8 月下旬及び 2020 年 7 月中旬 ～2020 年 8 月下旬
・開業準備期間	2020 年 7 月中旬～2020 年 8 月下旬
・供用開始日	2020 年 8 月下旬
・維持管理・運営期間	2020 年 8 月下旬～2035 年 3 月末日
ただし、2019 年度に学校配膳室の改修を行った学校に対 する事前配送業務及び事前学校配膳室業務については、 改修後の給食開始日から維持管理・運営開始前日まで、 事業者が行うものとする。	

Ⅱ 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)とする。

入札参加者のうち、特別目的会社に出資を予定している者を「構成員」、特別目的会社に出資を予定していない者で、特別目的会社から直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。「代表企業」は、構成員のうち最も高い出資比率を有する者とする。

(2) 構成員等の明示等

入札参加資格確認書類の提出時に、入札参加者を構成する各企業は、代表企業、構成員、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること

(3) 構成員等による複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関係のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員(会社法(平成17年法律第86号)第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。)を兼ねている場合をいう(以下2(1)⑧及び⑨においても同じ。))。

(4) 構成員等による複数応募の禁止

入札参加者の構成員又は協力企業は、他の応募グループの構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。ただし、配送車両調達業務・配送及び回収業務・配送車両維持管理業務に携わる企業が協力企業として参加する場合に限り、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下、「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。)と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 共通の入札参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- ② この入札の公告日から落札者決定の日(落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日)までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下、「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。(措置要領が掲示されているホームページアドレス：
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>)。
- ③ この入札の公告日から落札者決定の日(落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 市町村税を滞納していない者であること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ⑧ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。
 - ・株式会社日建設計総合研究所

(所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号)

・ 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

(所在地：東京都文京区後楽一丁目 4 番 27 号)

・ 関西法律特許事務所

(所在地：大阪市中央区北浜二丁目 5 番 23 号)

・ 有限会社北摂鑑定

(所在地：大阪市北区西天満四丁目 4 番 12 号)

⑨ 実施方針Ⅲ 2 (2) で示す検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。

⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例 (平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「本条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

⑪ 以下の (2) ②に記載する建設業務を行う者にあつては、雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) に基づく雇用保険、健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) に基づく健康保険及び厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計業務、建設業務、工事監理業務及び給食調理業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

なお、「① 設計業務を行う者」、「② 建設業務を行う者」又は「③ 工事監理業務を行う者」でそれぞれアの要件をⅣ 1 (3) に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者は、Ⅳ 1 (3) に定める審査申請を行う必要がある。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は 1 人以上が該当すること。

ア 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿 (種別：委託)」の申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿 (「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載) の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

イ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所

の登録を受けた者であること。

ウ 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の設計業務で、以下の（ア）及び（イ）実績を有する者であること。

（ア） 延床面積 3,000 ㎡以上の新築工事（国内工事にあつては C O R I N S 登録工事）の元請の実施設計の実績

（イ） ドラインシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又はドラインシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の新築工事の元請の実施設計の実績

② 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア、イ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、エ及びオの要件は、必ず 1 者以上でいずれにも該当すること。

ア 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登録されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登録されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登録）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 上記イの建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900 点以上
電気工事	860 点以上
管工事	820 点以上
土木一式工事	900 点以上
上記以外の工事	—

エ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値が 1,100 点以上であること。

オ 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の建設業務で、以下の（ア）及び（イ）の実績を有する者であること。

（ア） 延床面積 3,000 ㎡以上の新築工事（国内工事にあつては C O R I N S 登録工事）

の元請の施工実績

- (イ) ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの特定給食施設の新築工事
の元請の施工実績

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は1者以上が該当すること。

ア 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

イ 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の工事監理業務で、以下の（ア）及び（イ）の実績を有する者であること。

- （ア） 延床面積 3,000 m²以上の新築工事（国内工事にあつてはCORINS登録工事）
の元請の工事監理実績

- （イ） ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの特定給食施設の新築工事
の元請の工事監理実績

④ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

ア 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に、ドライシシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の実績を有すること。

イ 平成 26 年 4 月 1 日以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用（当該罰則の適用の原因が調理業務を行う者でない旨を市に書面で提出し、これを市が認めた場合を除く。）を受けていないこと。

ウ 平成 26 年 4 月 1 日以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分（当該営業禁止又は停止の処分の原因が調理業務を行う者でない旨を市に書面で提出し、これを市が認めた場合を除く。）を受けていないこと。

（３）競争入札参加資格の審査

Ⅱ 2（２）に掲げる個別の参加資格のうち「① 設計業務を行う者」、「② 建設業務を行う者」又は「③ 工事監理業務を行う者」でそれぞれアの要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請（以下、「審査申請」という。）を行う必要がある。

① 提出書類及び提出期間

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下、「審査申請書」という。）を本入札の公告日からⅣ 1（3）に掲げる入札参加表明書等提出期限日までの間に提出すること。

イ 審査申請書以外の必要書類

③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

③ 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所本庁舎 3 階

福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：0 9 2－7 1 1－4 1 8 1

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

④ 審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

⑤ 審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

（４）構成員及び協力企業の変更

① 構成員及び協力企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員及び協力企業の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員及び協力企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員及び協力企業の変更」という。）は、原則として認めない。

② 構成員及び協力企業の変更に係る特例

ア 参加資格確認基準日から入札書類（提案書）提出日の前日まで

（ア）市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員及び協力企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、入札書類（提案書）提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員、協力企業で設計業務、建設業務、工事監理の業務を行う者は、「Ⅱ 2（2）個別の参加資格要件」のうち、「① ア」、又は「② ア」、又は「③ ア」の要件を既に満たしている者でなければならない、かつ、代表企

業の変更は例外なく認めない。

- (イ) 前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 入札書類（提案書）提出日から落札者決定日まで

- (ア) 市は、入札書類（提案書）提出日以降に入札参加者の構成員及び協力企業（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で入札参加者が構成員及び協力企業の変更（入札参加資格を喪失した構成員及び協力企業の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員及び協力企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。
- (イ) 前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
2018年3月29日	入札公告、入札説明書等の公表
2018年4月11日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
2018年5月2日	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
2018年5月11日	入札参加資格確認書類の受付締切
2018年6月13日	入札参加資格確認結果の通知
2018年6月18日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
2018年6月27日	競争的対話の実施
2018年7月9日	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
2018年7月31日	入札及び提案審査書類の受付締切
2018年10月上旬	落札者の決定・公表
2018年10月下旬	基本協定締結
2018年11月下旬	仮契約の締結
2018年12月下旬	事業本契約締結

Ⅳ 入札に関する事項

1 入札手続き

(1) 入札説明書等に関する第1回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

2018年4月11日（水）午後5時まで

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部給食運営課

③ 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式－1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(2) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答を2018年5月2日（水）までに市ホームページにおいて公表する。

(3) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

本事業への参加を希望する者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書（以下、「入札参加表明書等」という。）を以下のとおり提出しなければならない。

① 受付期限

2018年5月11日（金）午後5時まで。ただし、土日、祝日を除く。

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部給食運営課

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合、以下に示す参加資格確認基準日までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

① 参加資格確認基準日

2018年6月13日（水）

② 確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

③ 入札参加資格の取り消し

入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(5) 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

① 受付期間

入札参加資格確認結果の通知から 7 日以内

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部給食運営課

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

(6) 入札参加資格がないと認めた理由の回答

入札参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7 日以内に行う。

(7) 入札説明書等に関する第 2 回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

2018 年 6 月 18 日（金）午後 5 時まで

② 提出先

福岡市教育委員会教育支援部給食運営課

③ 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式－1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(8) 競争的対話の実施について

市と資格審査通過者との意思疎通を図るとともに、資格審査通過者が市のニーズを的確に理解するため、入札説明書等に関する第 2 回質問及び意見を基に、市と対面形式で質問と回答を行う競争的対話（以下「競争的対話」という。）を資格審査通過者毎に実施する。詳細については入札参加資格確認結果通知にあわせて資格審査通過者に連絡する。

① 開催日

2018 年 6 月 27 日（水）

② 開催場所

福岡市役所本庁舎 15 階 1504 会議室

(9) 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答を 2018 年 7 月 9 日（月）までに市ホームページにおいて公表する。

(10) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届（様式 3-1）を福岡市教育委員会教育支援部給食運営課に提出すること。

(11) 入札（提案審査書類の受付）

入札参加者は、提案審査書類（「Ⅷ入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

① 入札日時

2018 年 7 月 31 日（火）午前 10 時

② 入札場所

福岡市役所本庁舎 11 階教育委員会入札室

③ 入札参加者

原則として、代表企業とする。ただし、「委任状（代表企業用）」（様式 1－9）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 提出方法

持参により提出すること。

⑤ 入札及び開札の手順

入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、この際の入札価格の公表は行わない。また、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。

(12) ヒアリング等

市は、入札参加者に対し、2018 年 9 月（予定）に提案書（「Ⅷ入札書類」に示す提案書ⅠからⅩをいう。以下同じ）の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等を必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議の上で、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(10) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ② 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- ④ 入札書に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められる

もの

⑧ その他入札に関する条件に違反したもの

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 入札予定価格

本事業の予定価格は、13,608,846 千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、14,675,953 千円を超えないこと。

4 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成8年8月8日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号）」により、福岡市教育委員会教育支援部給食運営課に対して苦情を申し立てることができる。

V 落札者の決定

1 落札者の決定

- (1) 審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格確認及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示す。
- (2) 提案審査のうち性能審査及び価格審査については、事業者検討委員会において比較検討を行い、最優秀提案を選定する。
- (3) 市は、事業者検討委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

事業用地	福岡市西区今宿青木廣石南 1042 番 88、同 1042 番 90 及び同 1042 番 91
敷地面積	敷地面積約26,862㎡のうち、建物敷地面積（平場面積）約13,000㎡
用途地域等	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
調理能力	15,000 食／日（アレルギー対応食、特別支援学校給食、二次加工食を含む。） ※配送校数は、供用開始時点で中学校 22 校、特別支援学校 1 校とする。

献立方式等	① 中学校給食：2 献立制 ア 副食 3 品とする。 イ 希望者にはアレルギー対応食を提供する。なお、配送・配膳については、生徒ごとに米飯、副食、デザート類及び食器を全てひとまとめにして行う。 ウ アレルギー対応食は、上記アの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料 7 種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は 3 形態（卵対応、乳対応、アレルゲン 8 種対応）からの選択方式とする。 ② 特別支援学校給食：1 献立制 ア 中学校給食に準拠した専用献立（中学校給食とは同一の献立であっても使用する食材、切り方、大きさ、調味方法などが一部異なる。）で、副食 3 品とする。 イ 「小学部低学年」・「小学部中学年」・「小学部高学年」・「中・高等部」の 4 通りでの量の調節を予定している。 ウ 希望者には、アレルギー対応食、二次加工食、アレルギー対応・二次加工複合食を提供する。なお、配送・配膳については、生徒・児童ごとに米飯、副食、デザート類及び食器を全てひとまとめにして行う。 エ 二次加工食は、咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童に対し、摂食機能に合わせた大きさ、硬さ、とろみを考慮して、別調理（別調理した上での再調理を含む。）を行うこととし、提供区分は、4 区分程度を想定している。 オ アレルギー対応食は、②ア又はエの献立を基本に、メニューに応じて除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料 7 種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は 3 形態（卵対応、乳対応、アレルゲン 8 種対応）からの選択方式とする。
-------	--

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I 5（4）業務の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 入札時算定用年間給食提供食数

入札価格の算定にあたっては、年間提供日数及び 1 日当たりの食数は以下のとおりとする。

年度	年間提供日数	1日当たり食数			
		中学校	特別支援学校	特別食	合計
2020年度	127	14,020	500	120	14,640
2021年度	196	14,270	500	120	14,890
2022年度	196	14,530	500	120	15,150
2023年度	196	15,230	500	120	15,850
2024年度	196	15,450	500	120	16,070
2025年度	196	15,280	500	120	15,900
2026年度	196	15,200	500	120	15,820
2027年度	196	14,870	500	120	15,490
2028年度	196	14,850	500	120	15,470
2029年度	196	14,830	500	120	15,450
2030年度	196	14,620	500	120	15,240
2031年度	196	14,430	500	120	15,050
2032年度	196	14,200	500	120	14,820
2033年度	196	13,990	500	120	14,610
2034年度	196	13,810	500	120	14,430

※特別食とは、アレルギー対応食、二次加工食及びアレルギー対応・二次加工食との複合食をいう。

※特別食の入札時算定用の1日あたり食数の内訳は、アレルギー対応食100食、二次加工食15食、複合食5食とする。

4 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

5 事業者の収入

市は、事業者に対し、給食センター施設整備に係る対価、学校配膳室改修に係る対価、開業準備に係る対価、維持管理・運営に係る対価及び事前配送・事前学校配膳室業務に係る対価として、サービス購入費を支払う。支払方法、支払時期については、事業契約書（案）を参照すること。

なお、維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

7 保険

事業契約書（案）を参照すること。

8 市と事業者の責任分担

（１）基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

（２）予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

9 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後３か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

Ⅶ 契約に関する事項

1 契約手続き

- (1) 落札者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。
- (2) 落札者は本事業を実施するためのＳＰＣを設立し、市はＳＰＣと仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が2018年福岡市議会第5回定例会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 ＳＰＣの設立

- (1) ＳＰＣは、福岡市内に設立するものとする。
- (2) ＳＰＣは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 応募グループの構成員は、事業者に対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えることとすること。
また、すべての構成員は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (4) 構成員以外の者がＳＰＣの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しよう

とする場合も同様とする。

7 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- （１）市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- （２）事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- （３）融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

8 契約金額の内訳の公表

市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、入札価格内訳書（様式 A-3-2）に示された項目及び金額とする。

Ⅷ 入札書類

入札参加者が市に提出する入札書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 参加資格審査書類

様式	
1	入札参加表明書（様式1-1）
2	入札参加資格確認申請書（様式1-2）
3	設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-3）
4	建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-4）
5	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-5）
6	給食調理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-6）
7	入札参加者構成表及び役割分担表（様式1-7）
8	委任状（構成員→代表企業）（様式1-8）
9	委任状（代表企業用）（様式1-9）
10	「構成員等による複数応募の禁止」にかかる資本関係調書（様式1-10）
11	「構成員等による複数応募の禁止」にかかる人的関係調書（様式1-11）
12	役員名簿（様式1-12）
13	暴力団対策に係る誓約書（様式1-13）
14	会社概要書
15	決算報告書
16	商業登記簿謄本
17	消費税及び地方消費税の納税証明書
18	福岡市税の納税証明書

2 その他関係書類

様式	
1	入札辞退届（様式2-1）
2	構成員等変更承諾願（様式2-2）
3	審査結果等に関する理由説明の要求書（様式2-3）

3 提案審査書類

様式	
入札に関する 提出書類	提案審査書類提出書（様式A-1）
	入札参加者構成表（様式A-2）
	入札書（様式A-3-1）
	入札内訳書（様式A-3-2）
	要求水準に関する確認書（様式A-4）

提 案 書 I (事業計画提案書)	事業実施体制 (様式 B-1)
	資金調達計画に関する提案 (様式 B-2)
	事業収支計画に関する提案 (様式 B-3-1)
	事業収支計画書 (様式 B-3-2)
	事業継続に関する提案 (様式 B-4)
	リスク管理の考え方 (様式 B-5-1)
	リスク管理に関する提案書 (様式 B-5-2)
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案 (様式 B-6)
提 案 書 II (施設整備提案書)	全体計画の概要に関する提案 (様式 C-1)
	施設計画の概要 (様式 C-2)
	安全性・防災性に関する提案 (様式 C-3)
	給食エリアのゾーニング及び配置計画に関する提案 (様式 C-4)
	全体動線計画に関する提案 (様式 C-5)
	各室の環境衛生・快適性に関する提案 (様式 C-6)
	ユニバーサルデザインへの配慮に関する提案 (様式 C-7)
	調理設備機器の性能に関する提案 (様式 C-8)
	経済性に関する提案 (様式 C-9)
	環境性に関する提案 (様式 C-10)
	施工計画に関する提案 (様式 C-11)
	施設整備に関する体制及びモニタリングに関する提案 (様式 C-12)
	学校配膳室改修工事に関する提案 (様式 C-13)
提 案 書 III (開業準備提案書)	開業準備計画に関する提案 (様式 D-1)
提 案 書 IV (維持管理提案書)	維持管理業務体制に関する提案 (様式 E-1)
	維持管理業務内容に関する提案 (様式 E-2)
	長期修繕計画に関する提案 (様式 E-3)
提 案 書 V (運営提案書)	調理体制に関する提案 (様式 F-1)
	給食調理業務に関する提案 (様式 F-2)
	衛生管理業務に関する提案 (様式 F-3)
	配送・学校配膳室業務に関する提案 (様式 F-4)
	アレルギー対応食の提供に関する提案 (様式 F-5)
	特別支援学校二次加工食の提供に関する提案 (様式 F-6)
	事故の未然防止・再発防止、緊急時の対応に関する提案 (様式 F-7)
	運営支援に関する提案 (様式 F-8)
	(公財) 福岡市学校給食公社職員の受入れに関する提案 (様式 F-9)
	働きやすい職場環境づくりに関する提案 (様式 F-10)

	業務従事者の人材育成（様式F-11）
提 案 書 VI （その他提案書）	災害時の機能維持（様式G-1）
	災害時の維持管理業務体制（様式G-2）
	災害時の運営体制（様式G-3）
	市全体での継続的かつ安定的な給食の提供（様式G-4）

提 案 書 VII (計画図面等提案書)	面積表 (様式H-1)
	仕上表 (外部及び内部) (様式H-2)
	配置計画図 (縮尺1/500) (様式H-3)
	平面図 (各階) (縮尺1/300) (様式H-4)
	立面図 (2面以上) (縮尺1/300) (様式H-5)
	断面図 (2面以上) (縮尺1/300) (様式H-6)
	イメージスケッチ (外観及び内観) (様式H-7)
	構造計画概要 (様式H-8)
	建築設備計画概要 (機械・電気) (様式H-9)
	調理設備計画概要 (様式H-10)
	備品リスト (様式H-11)
	調理作業工程表・作業動線図 (様式H-12)
	学校配膳室改修工事概要 (様式H-13)
提 案 書 VIII (事業収支等提案書)	収支計画の前提 (様式I-1)
	資金調達計画書 (様式I-2)
	市の支払う対価 (年度別) (様式I-3-1)
	市の支払う対価 (四半期別) (様式I-3-2)
	資金収支計画表 (様式I-4)
	損益計算書・消費税等計算書 (様式I-5)
提 案 書 IX (提案価格等提案書)	初期投資費見積書 (様式J-1)
	学校配膳室改修費見積書 (様式J-2)
	維持管理費見積書 (年次計画表) (様式J-3)
	維持管理費見積書 (内訳表) (様式J-4)
	修繕・更新年次計画表 (様式J-5)
	修繕・更新費見積書 (内訳表) (様式J-6)
	運営費見積書 (年次計画表) (様式J-7)
	運営費見積書 (内訳表) (様式J-8)
	開業準備費見積書 (様式J-9)
	固定料金・変動料金の考え方 (様式J-10)
提 案 書 X (事業スケジュール)	事業スケジュール (様式K-1)

Ⅸ その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、ＳＰＣの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 市の責めに帰すべき事由の場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 入札手続きに関する問い合わせ

場 所	福岡市教育委員会教育支援部給食運営課
住 所	〒810-8621 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所本庁舎 11 階
電 話	092-711-4642
F A X	092-733-5538
E-mail	kyushoku.BES@city.fukuoka.lg.jp
福岡市ホームページアドレス	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/2013-04-04.html